

身寄りのない人の身元保証問題

—病院への入院・施設入所時に求められる保証人等の役割から—

○ 県立広島大学大学院 花田 達紀 (009978)

田中 聡子 (県立広島大学・006587)

キーワード：身元保証 身寄りのない人 孤立

1. 研究目的

病院への入院・施設入所時の身元保証人等に関しては、その多くは本人の家族により担われてきた。しかし我が国においては少子高齢化・核家族化・地域社会との繋がり希薄化が進む現状があり高齢単身世帯は増加している。そのため身寄りがなく身元保証人等を確保できない人が増加している。また、家族に「迷惑をかけたくない」という個人の意識や価値観の変化等により身元保証人等を確保できないという問題も出てきている。

このような現状の中で、判断能力の有無によらず身寄りのない人への支援のニーズは拡大している。そこで本研究では入院・入所時における身元保証人等に求められる役割と現状について整理することで、実践現場で求められている身元保証問題への解決策の方向性を探究することを試みた。

2. 研究の視点および方法

病院及び施設が保証人等に求めることと、身寄りがない人が活用できるサービスについて整理し解決策について考察を行った。研究方法は、文献、先行研究や報告書などからデータを集めて分析を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、人を対象とする研究ではないが、「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を熟読したうえで、その内容を遵守し規程に示す項目に抵触しないことを確認している。

4. 研究結果

山縣ら(2018)の調査によると、医療機関において「入院時に身元保証人を求めている」65.0%。「入院時に身元保証人を求めない」23.9%。身元保証人に求める役割は、「入院時の支払い」87.8%。「緊急の連絡先」84.9%。「債務の保証」81.0%。「本人の身柄引き取り」67.2%。「医療行為の同意」55.8%。「遺体・遺品の引取り」55.3%。「入院診療計画書の同意」49.9%。「遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結」17.3%であった。

みずほ情報総研株式会社(2018)の調査によると、施設利用の際に作成する契約書中に身元引受人等の名称で「本人以外の署名」を求めるが95.9%。署名した身元引受人等に求める役割は、「緊急時(事故等)の連絡先」93.1%。「亡くなった場合のご遺体、遺品の引取り」90.4%。「入院する場合の入院手続き(入院契約)」88.4%。「施設利用料金の支払、滞納の場合の保証」88.2%。「本人生存中の退所(退去)の際の本人の引き取り」82.6%で

あった。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（2014）の調査によると、身元保証人等がいた場合であっても、問題が解決しなかったものは、病院で66.7%、施設等で23.6%。その内容は、入院費・施設等利用料の支払を挙げるものが最も多く、病院で88.7%、施設等で68.8%であった。

5. 考察

身元保証人の役割を親族以外で担うものとして身寄りがない人の場合、判断能力の有無によって支援の方法は異なってくる。判断能力が不十分な人の場合、成年後見制度の活用があげられる。全国一律に利用ができる制度であるが、申立から決定までに時間がかかることが課題となる。

判断能力が十分な人の場合、ホームロイヤー契約、身元保証等高齢者サポート事業の利用が検討される。これらについては、利用に際して費用の問題や契約内容が複雑になりやすい等の課題が多い。また、日常生活自立支援事業は、実施主体によって、対象者にばらつきや所得制限などがありすべての人が利用できるわけではない。先駆的に独自事業を行う社会福祉協議会もあるが、対象地域は限られており、先駆的な取り組みを実施していない地域では利用が限られる。

病院や施設の支払い面については、2020年の根保証契約にかかる民法改正を受けた限度額を定めた契約書への書式変更が必要となる。しかし、身元保証欄に記載があっても支払いに困るケースはあり、本人の支払い能力を見極め、生活保護制度の活用など早期の支援が必要となる。また、本人が死亡した場合に相続人にあたる人がおらず死後に生前の支払いが残っている人の場合、相続財産管理人や相続財産清算人が検討されるが、相続財産が少額であれば利用が難しいなど制度の狭間に陥る場合もある。サービスや支援制度を活用していればすべて解決できるわけではなく、病院や施設、成年後見人や日常生活自立支援事業等のサービス提供者、これまで関わっていたケアマネージャーや行政機関など、相互が連携しそれぞれの支援者ができること、できないことをお互いが理解し補完しあう形で支援が必要になってくる。本人の意思・意向を確認し、それを尊重することや死後であれば生前の意向を踏まえた権利擁護の視点が重要といえる。

（参考文献）

研究代表者 山縣然太郎（2018）「平成29年度厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究事業 医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」

みずほ情報総研株式会社（2018）「平成29年度老人保健事業推進費等補助金介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（2014）「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査」